

在学者各位

金沢大学理事（教育）・副学長

## 【第16報】新型コロナウイルス感染症に関する注意事項 &lt;重要&gt;

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、これまで【第1報から第15報で】通知してきましたが、第4クォーターの授業でも、引き続き、感染防止対策を行った上で、学修機会を確保するため、原則、対面授業を実施するので、毎日、健康管理に努めてください。講義室の収容人数、受講者数などを総合的に考慮し、全て対面による実施が困難である授業では、学域・研究科等で判断の上、遠隔による授業を併用することに変更はありません。

ただし、1月16日（土）及び17日（日）の共通テストに備えて、共通テストで使用する試験室での授業では、1月8日（金）から14日（木）の間、原則、遠隔授業とします。ただし、それ以外の講義室、演習室、実験室などでの授業・研究活動等を、遠隔あるいは対面で実施する場合もあるので、詳細は、学域・研究科等からのアカンサスポータル等の通知により、随時、確認してください。なお、共通教育科目の受講者へは、国際基幹教育院から別途通知します。また、学年暦は変更しません。

近隣大学でも、カラオケによる感染拡大が発生しています。無自覚な不顕性患者集団（クラスター）による感染拡大を防止するため、過去にも例のあるコンパ、カラオケ、流行地域への移動、感染リスクの高いアルバイト等の危険性を甘く見ず、イベント等に参加する場合は、引き続き感染防止対策を一人一人が心がけてください。

## (1) 第4クォーターの授業の受講準備

全ての学生は、各自、毎日、検温等健康管理に努め、「健康・行動記録表」（第14報に添付済み）に記録し提出できるようにしておくこと。感染が判明した際等は、提出を求めることがある。

## (2) 第4クォーターの授業の開講形態

第4クォーター開講科目における「開講形態（対面授業型や双方向Web授業型など）」をシラバスで随時確認すること。同一授業科目でも分割等を指定することがある。

また、積雪などにより、対面授業を実施することが困難な場合、遠隔授業に変更することがある。その際は、授業担当教員等から、アカンサスポータル等で通知する。

## (3) 対面授業の受講

・講義室入口等にある手指用消毒液を利用して、授業を受講すること。

・感染者発生時の接触者把握のため、全ての対面授業において、出席管理端末に学生証をかざすか授業担当教員の指示に従うこと。

・昼休みの食堂等の分散化を図るため、以下のとおり、一部の2限目の授業時間帯変更（シフト制）、全ての3限目以降の授業時間帯の15分繰り下げを実施する。授業をAグループ、Bグループの2グループに分ける詳細は、12月7日（月）以降、アカンサスポータルの「学務情報サービス」（学内限定）で確認すること。自身の履修した授業がどちらのグループかわからない場合は、初回のみ、2限目の授業は10時30分に間に合うように行動し、実際の開始時刻等を確認すること。

## ●授業時間帯の変更

	8時	9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時	19時	20時
現行		①8:45-10:15	②10:30-12:00			③13:00-14:30	④14:45-16:15	⑤16:30-18:00	⑥18:15-19:45				
Aグループ		①8:45-10:15	②10:30-12:00	③13:15-14:45	④15:00-16:30	⑤16:45-18:15	⑥18:30-20:00						
Bグループ		①8:45-10:15	②10:45-12:15	③13:15-14:45	④15:00-16:30	⑤16:45-18:15	⑥18:30-20:00						

#### (4) 対面授業に向けての感染拡大防止対策

以下の諸症状がある場合には 所属の学務係に電話又はメールで連絡すること。

- ・息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさ（倦怠感）・高熱などの強い症状のいずれかある場合
- ・発熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）

#### (5) 対面授業の欠席への配慮

上述（4）の症状がある場合、学生は学校保健安全法の規定に基づく「出席停止」の扱いとし、課題、補講等の実施により、学生に不利益が無いように配慮する。

#### (6) 県外の流行地域への移動

マスクを着用するなど感染防止対策の上、流行地域への移動（冬季休業中を含む）を可とする。

ただし、私的な会合を含む年末・年始等での行事に出席する際は、これまで以上に感染防止に努め、手洗いの徹底、マスクの着用、ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンスといった新しい生活様式及び感染リスクが高まる「5つの場面」を念頭に一人一人が責任ある行動をすること。

#### (7) 海外への移動

第15報の通知から変更しない。所属の学務係を通じ、学域長・研究科長等から許可された場合を除き、原則禁止する。

#### (8) 課外活動

第15報の通知から変更しない。なお、他大学では、課外活動によるクラスター発生が散発していることも念頭に置くこと。

#### (9) その他

感染者やその家族等に対して差別や偏見、誹謗中傷等は行わず、相手の心情を理解するよう努めること。感染を責める雰囲気広がると医療機関での受診の遅れにもつながることもあり、差別や偏見等には同調しないことが重要。また、社会の状況に応じ、随時通知を配信するので、本学からの全ての通知（Web、ポータル通知等）を必ず確認すること。

以上

※参考【新型コロナウイルス感染症対策分科会が提言する感染リスクが高まる「5つの場面」】



※参考サイト【新型コロナウイルス感染症にかかる対応について】

本学 Web サイトトップ→【随時更新】令和2年度最新教務関連情報→

●【新型コロナウイルス感染症への対応／Response to the Covid-19】

[https://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/ad\\_gakusei/student/kyomu/covid-19.html](https://www.adm.kanazawa-u.ac.jp/ad_gakusei/student/kyomu/covid-19.html)

問い合わせ先 金沢大学学務部学務課総務係 Tel 076-264-5156 E-mail [stsomu@adm.kanazawa-u.ac.jp](mailto:stsomu@adm.kanazawa-u.ac.jp)